○厚生労働省告示第二十四号

高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）第二十五条の二第二項ただし書、第四十七条第二号及び第五十二条第二号の規定に基づき、高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程及び高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程及び高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示

（高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程の一部改正）

第一条　高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程（昭和四十七年労働省告示第百三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
高圧室内作業主任者及び潜水士免許規程	高圧室内作業主任者免許試験及び潜水士免許試験規程
（高圧室内作業主任者免許を受けることができる者）	
第一条　高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）第四十七条第二号の厚生労働大臣が定める者は、外国において高圧室内作業主任者免許を受けた者に相当する資格を有し、かつ、高圧室内作業主任者免許を受けた者と同等以上の能力を有すると認められる者（高圧室内業務の安全及び衛生上支障がないと認められる場合に限る。）とする。	（新設）
第一条の二　（略）	**第一条**　（略）
（潜水士免許を受けることができる者）	（新設）
第二条　高気圧作業安全衛生規則第五十二条第二号の厚生労働大臣が定める者は、外国において潜水士免許を受けた者に相当する資格を有し、かつ、潜水士免許を受けた者と同等以上の能力を有すると認められる者（潜水業務の安全及び衛生上支障がないと認められる場合に限る。）とする。	
第二条の二　（略）	**第二条**　（略）
（実施方法）	（実施方法）
第三条　第一条の二及び前条の免許試験は、筆記試験によつて行う。	**第三条**　前二条の免許試験は、筆記試験によつて行なう。
2　第一条の二及び前条の免許試験の試験時間は、一科目について一時間とする。	2　前二条の免許試験の試験時間は、一科目について一時間とする。
（細目）	（細目）
第四条　第一条の二、第二条の二及び前条に定めるもののほか、第一条の二及び第二条の二の免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。	**第四条**　前三条に定めるもののほか、第一条及び第二条の免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

（高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部改正）

第二条　高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（厚生労働大臣が定める区間等）	（厚生労働大臣が定める区間等）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　規則第十八条第一項第二号イの厚生労働大臣が定める方法は、別表の「半飽和組織」欄に掲げる組織ごとに、第一号により求めた窒素分圧と第二号により求めたヘリウム分圧を合計する方法とする。	3　規則第十八条第一項第二号イの厚生労働大臣が定める方法は、別表の「半飽和組織」欄に掲げる組織ごとに、第一号により求めた窒素分圧と第二号により求めたヘリウム分圧を合計する方法とする。